



年度	28		29		30		元		2	
震災復興支援事業	3	22	2	37	-	-	-	-	-	-
岩手県減塩適塩キャンペーン	-	-	23	1,709	-	-	1	380	1	68
低栄養・ロコモ・認知症予防	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※「-」とあるは、当該年度に事業を実施していないもの。

※「中止」とあるは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業を中止したもの。

(5) 地区活動

年度	28		29		30		元		2	
開催回数 (回)	153		151		153		135		31	
参加者数 (人)	7,572		7,711		7,118		6,432		457	

(6) その他

- ・会報「いしわり桜」の発行 年1回  
以下、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、すべて中止とした。
- ・“世界につながるまち盛岡”市民会議活動
- ・盛岡市 8020 歯科保健大会
- ・市食育推進協議会
- ・市健康フェスタの共催
- ・市保健所事業への協力 (離乳食教室, MORIOKA☆ユース食堂, 玉山幼児健康教育, 健康アップ教室(代謝アップ, ウォーキング))
- ・公民館事業への協力
- ・地区病態別栄養教室への協力
- ・地区ふれあい昼食会への協力
- ・地区「ひとり暮らし高齢者の集い」昼食づくり協力
- ・地区福祉推進協議会栄養教室への協力
- ・その他食育に関する依頼事業への協力
- ・中央卸売市場 市場開放デーへの協力
- ・農業まつりへの協力

# 盛岡市食生活改善推進員団体連絡協議会会則

平成5年5月14日  
総 会 決 議

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、盛岡市食生活改善推進員団体連絡協議会という。

(目 的)

第2条 この会は、会員相互の連絡を密にし、その活動の振興を図ることにより食生活改善を推進し、市民の健康増進に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 この会の事務局は、盛岡市保健所に置く。

(事 業)

第4条 この会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 会員の研修に関すること。
- (2) 食生活に関する調査研究に関すること。
- (3) 食生活改善の実践活動に関すること。
- (4) 市及び保健所の行う食生活改善施策に対する協力に関すること。
- (5) その他この会の目的の達成に必要な事業

## 第2章 会員及び役員

(会 員)

第5条 この会は、盛岡市が主催する栄養教室で所定のコースを修了し、会費を納入した者で組織する。

(役 員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名
- (3) 理 事 各地区から1名
- (4) 理事会は、会員の中から理事を若干名推薦できる。
- (5) 会長は、理事の中から会計、書記を指名する。
- (6) 監 事 若干名

2 会長及び副会長は、理事会において互選し、総会において承認する。

3 理事（地区理事及び理事会で推薦された理事）は、総会において承認する。

4 監事は総会において選任する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、この会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代行する。

3 理事は、理事会を組織し、この会則に定める事項を審議する。

4 監事は、この会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の仕事は、その前任者の残任期間とする。

3 役員は、その仕事は満了しても後任の仕事が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(顧 問)

第9条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は、会議に出席して意見を述べるすることができる。

(事務局)

第10条 この会に事務局職員を若干名置くことができる。

- 2 事務局職員は、会長の委嘱により会の事務に従事する。
- 3 事務局の運用に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- 4 事務局に会計、書記を置く。

### 第3章 会 議

(会議の種類及び召集)

第11条 この会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会及び理事会は、会長が召集する。
- 3 理事の3分の1以上の者から請求があったときは、会長は、理事会を召集しなければならない。  
(総 会)

第12条 総会は、毎年1回開催する。

- 2 総会の議長は、出席者の中からその都度選出する。
- 3 総会の議事は、出席した会員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。  
(総会の議決事項)

第13条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の制定又は改廃に関する事項
- (2) 事業計画、予算及び決算に関する事項
- (3) 理事及び監事の選任に関する事項
- (4) 会費の額の決定に関する事項
- (5) その他理事会が必要と認めた事項  
(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、必要に応じて開催するものとし、会長が議長となる。

- 2 理事会は、理事の半数以上が出席しなければ開催することができない。
- 3 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の議決事項)

第15条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する事項
- (2) 顧問の推薦に関する事項
- (3) 事業執行に関する事項
- (4) 総会を開催するいとまのない緊急な事項
- (5) その他会長が認めた事項

### 第4章 会 計

(経 費)

第16条 この会の経費は、会費、委託料、寄付金及びその他収入をもって充てる。

第17条 会費は、構成員1人当たり1,200円とし、その年度当初に納入するものとする。  
ただし、90歳以上の会員は名誉会員とし、会費は免除するものとする。

(会計年度)

第18条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 第5章 慶 弔

(慶弔金)

第19条 歴代会長が死亡した場合は弔意を表す。弔意についてはその都度協議をして決定する。

### 第6章 補 則

(委 任)

第20条 この会則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は会長が別に定める。

## 附 則

この会則は、平成5年5月14日から施行する。

(経過規定)

- |    |      |            |              |
|----|------|------------|--------------|
| 2  | 一部改正 | 平成13年5月15日 | (第17条)       |
| 3  | 一部改正 | 平成15年5月28日 | (第6条 第2項以降)  |
| 4  | 一部改正 | 平成18年5月23日 | (第6条第1項第2号中) |
| 5  | 一部改正 | 平成19年5月23日 | (第6条第1項第2号中) |
| 6  | 一部改正 | 平成20年5月22日 | (第3条第1項第1号中) |
| 7  | 一部改正 | 平成26年5月27日 | (第19条)       |
| 8  | 一部改正 | 平成29年5月31日 | (第17条)       |
| 9  | 一部改正 | 平成30年5月29日 | (第5条)        |
| 10 | 一部改正 | 令和3年4月1日   | (第17条)       |

# 盛岡市食生活改善推進員団体連絡協議会役員名簿

令和3年度

会 長 (1)	佐 藤 康 子
副会長 (3)	川 井 昭 子   石 橋 ミツ子   八 幡 るり子
書 記	駿 河 順 子   菊 池 チエ子
会 計	星 智 寿 子   佐久間 敏 子
監 事	齊 藤 和 子   駒 井 幸 子
顧 問	

## <理 事>

No	地区名	理事名	No	地区名	理事名
1	仁王	大 澤 ひさ子	26	見前2A	多 田 敬 子
2	桜城南	佐久間 敏 子	27	見前2B	鈴 木 彰 子
3	桜城北	尾 張 紫	28	飯岡1	兼 平 京 子
4	上田	千 葉 泰 子	29	飯岡2	八 幡 るり子
5	緑が丘	野 口 元 子	30	乙部A	藤 原 妙 子
6	松園	小 原 英 子	31	乙部B	岩 部 初 子
7	山岸	菅 原 葉 子	32	巻堀	工 藤 幸 枝
8	浅岸	長 岡 良 子	33	好摩	荒 澤 カヅエ
9	城南	佐々木 順 子	34	渋民	藤 澤 昌 子
10	加賀野	藤 原 咲 子	35	玉山・藪川	石 橋 ミツ子
11	中野	永 峰 美智子			
12	杜陵	村 田 千加子			
13	大慈寺	長 澤 まさよ			
14	仙北	中 村 敦 子			
15	本宮	藤 村 とも子			
16	太田・繫	山 口 君 子	理事会推薦		佐 藤 康 子
17	西厨川	駿 河 順 子	理事会推薦		川 井 昭 子
18	東厨川	川 村 まき子	理事会推薦		菊 池 チエ子
19	青山	栗 原 幸 子	理事会推薦		星 智寿子
20	北厨川	菊 池 朋 子			
21	築川	藤 澤 マキ子			
22	米内	佐々木 照 子			
23	土淵	村 田 礼 子			
24	みたけ	畑 井 悦 子			
25	見前1	藤 村 祥 子			